

**基礎医学委員会・総合工学委員会合同
放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会（第24期・第2回） 議事要旨**

日 時：平成30年8月24日（金） 10:00～12:00

会 場：日本学術会議5階 5-A(2)会議室

出 席（10名）：柴田徳思、神谷研二、佐治英郎、大倉典子、青木茂樹、井上優介、遠藤啓吾、甲斐倫明、多湖正夫、中嶋英雄、渡部直史（参考人）、中村吉秀（参考人）
柳原情子（事務局）

欠 席（3名）：上坂 充、櫻井博儀、竹田敏一

議 題

（1）前回の議事録の確認が行われ、承認された。

（2）大阪大学 渡部直史参考人によって放射線障害防止法と医療法の二重規制（1）に関する講演が行われた。

放射線障害防止法ではヒトへの投与を想定した基準がないこと、RIの使用は許可申請であることに対し、医療法ではRIの使用は届出制であるなど大きな違いがある。医療機関で取り扱われる装置・機器・器具、非密封放射性同位元素、医療分野の放射性廃棄物について、放射線障害防止法と医療法とでは規制の仕方が異なり不具合が生じているなどの指摘があった。

（3）大阪大学 渡部直史参考人の講演に対して以下の質疑応答がなされた。

- ・未承認のRIをヒトに投与した時の法規制が確立されていない点が問題である。
- ・放射線障害防止法は線源中心で規制され場所の管理のための法律であるのに対し、医療法はヒト中心の規制でヒトにRIを投与したらRIでなくなる。両者にはギャップがありヒト中心のRI利用規制を考える必要がある。
- ・未承認の放射性薬品の取り扱いは、規制庁、厚労省などの省庁にまたがり、問題がある。
- ・最近、PETなどで使用するRIは加速器で製造される半減期の短いものであり、二重規制の問題がクローズアップされてきた。
- ・医療で使われるRIの量は限定的なので被曝は少ない。RI法は作業者の安全を中心に考えた規制であり、医療法は患者に利益があるように規制を変える必要がある。
- ・医療用RIは短寿命であり、しかも特定されているので、RI法による廃棄物の規制を適用するには難点がある。RI法を医療に適用するのは無理があると言わざるを得ない。

（4）日本アイソトープ協会 中村吉秀参考人によって放射線障害防止法と医療法の二重規制（2）に関する講演が行われた。

特に、放射線に関連する法規制、放射性物質輸送に関連する法規制、放射線管理に関する障害防止法・医療法・安衛法、放射性医薬品開発に向けた放射線障害防止法の取組、二重規制に関する密封線源の話題に関する講演が行われた。

（5）日本アイソトープ協会 中村吉秀参考人の講演に対して以下の質疑応答がなされた。

- ・法令を変えるには省庁と連携を取る必要がある。現状の問題点を解決するには大きな視点に立って厚労省と規制庁と連携することが望ましい。
- ・日本学術会議は厚労省の検討委員会をバックアップする形をとり、具体的な事例を挙げて提言

を出すのが良いのではないか。

- ・提言の内容に関して種々の議論がなされた。また、二重規制の問題提起と解決策を含めたテーマを絞ったシンポジウムなどの企画も提案された。

(6) 本分科会は年3回程度と限定されているので、ワーキンググループあるいは小委員会を結成することが柴田委員長より提案された。それに先立って次回の分科会までに提案課題の絞り込みや勉強会の講師の選定などに関して話し合うための会合を以下のメンバーで持つことになった。
柴田委員長、青木委員、井上委員、多湖委員、渡部参考人、中村参考人